

京都市中央卸売市場第一市場事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第90号

京都市中央卸売市場第一市場事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市中央卸売市場第一市場事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「計画推進第三係長」及び「流通促進係長」を削り、同条第3項中「課長補佐、担当課長補佐」を削る。

第2条第3項中「担当課長補佐」を削り、同条第4項を削り、同条第5項を同条第4項とする。

第3条第2項中「課長補佐、担当課長補佐」を削る。

第5条中「担当課長補佐」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)